

## 集落排水処理施設に関する契約書

筑北村長（以下「甲」という。）と申請者（以下「乙」という。）は、筑北村の排水処理施設の設置及び管理に関する必要な事項について、筑北村排水処理施設条例施行規則第3条に基づき、下記により契約書を取り交わすものとする。

### 記

第1条 排水処理施設への新規接続に要する工事費用は、乙が負担するものとし、設置した排水処理施設は村に帰属するものとする。

第2条 排水処理施設の維持管理に関し、甲は責任を持ってこれに当たる。

2 甲は、乙から使用水道水量に応じ筑北村排水処理施設条例第18条に基づく使用料を徴収する。

3 乙は、甲の行う維持管理に関し必要な範囲内で協力する。

第3条 乙は、排水処理施設を善良な管理者の注意をもって適正に使用するものとする。

第4条 乙の故意又は過失により排水処理施設に損害を与えた場合の修繕費用は、乙の負担とする。

この契約の証として本契約書2通を作成し、各自記名押印のうえ、その1通を保有する。

年 月 日

甲 筑北村西条4195番地  
筑北村長 ⑩

乙 住 所 筑北村 番地  
氏 名 ⑩